

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

## 質 疑 応 答 書

工事名 第3南蒲生幹線工事1

質 問 事 項	整理番号
	回 答
1、別発注で築造される立坑 (No.55+20) にシールドマシンが到達可能となる時期は、いつ頃を予定すればよろしいでしょうか。	別紙工程表(参考)を参照願います。
2、発注者側で考えられている標準工程表を示していただけませんか。	別紙工程表(参考)のとおり。
3、シールド発進基地に事務所用地等として南蒲生浄化センター内の敷地を無償で貸与していただくことは可能でしょうか。	無償貸与は出来ません。
4、内訳表(単独) 事業損失防止費に計上されている家屋調査対象家屋 7 軒は具体的にどこを想定されておられるのか御教示願います。	施工ルート上の、幅概ね40mにかかる家屋を予定しています。
5、シールド発進基地用地内に貯水塔が存在していますが、この貯水塔は撤去されるのでしょうか。またはそのままの状態で行うこととなるのでしょうか。御教示願います。	現時点で撤去する計画は有りません。 現状での施工を計画しています。
6、図番 28/48 横断図中の測点No.116 第二南蒲生幹線直上に記載されている埋設管(一重○)は何を表わしているのか御教示願います。	作図の過程で消去すべき線が残ったものであり、埋設管を示したものではありません。

[様式第13号]

<p>7、セグメント孔埋工の使用材料について設計図書に記載の軽量無収縮モルタルの要求品質・規格値があれば御教示願います。</p>	<p>限定しておりません。 契約後協議して定めます。</p>
<p>8、セグメント孔埋工の使用材料について孔埋材料に樹脂パネル+発泡ウレタン、成形発泡スチロールなど、使用材料の変更の提案は、『あらかじめ本市が指定しているものの変更をとまなう』に該当しますでしょうか。御教示願います。</p>	<p>「工事目的物の形状、寸法など設計図書等においてあらかじめ本市が指定しているものの変更を伴うもの」に該当しません。</p>
<p>9、セグメント孔埋工の標準案は、手詰と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。</p>	<p>手詰です。</p>
<p>10、セグメント目地コーキング工について設計図書に記載の弾性エポキシ樹脂の要求品質・規格値があれば御教示願います。</p>	<p>限定しておりません。 契約後協議して定めます。</p>
<p>11、セグメントの注入孔の充填は不要と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。</p>	<p>内面平滑型注入孔プラグを使用することで充填を不要としています。</p>
<p>12、積算に使用されたシールドマシンの参考図を御提示願います。</p>	<p>シールド機の図面を提示することは出来ません。</p>
<p>13、簡易な施工計画について 施工課題で規格値の厳格管理が問われていますが、履行できなかった場合はペナルティがあるのでしょうか。御教示願います。</p>	<p>「総合評価に関する説明書 6.その他、留意事項」に記載の通り、工事成績調書の評定点から減点を行う場合があります。</p>
<p>14、簡易な施工計画について 工程計画で施工日数に対する短縮日数が問われていますが、短縮日数による相対的な評価となるのでしょうか。御教示願います。</p>	<p>「総合評価に関する説明書 3.(1)企業の評価」の表に記載された、評価項目および評価基準による評価となります。</p>



第3南蒲生幹線工事1

参考

